

第百十三号議案

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第五条の二第一項中「異動等に」を「異動、在勤する勤務庁の移転又は新たに採用されたこと（以下この項において「異動等」という。）に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第五条の三 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第十条の二第一項中「指定する職員」の下に「若しくは次長、技監等の職にある職員のうち管理者が指定する者」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「指定する職員」の下に「若しくは次長、技監等の職にある職員のうち管理者が指定する者又は特定任期付職員」を加え、「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間」を「午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日又は休日には含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第十三条の三を削る。

第十四条の二第四項中「、第九条、第十三条の二及び第十七条の二（勤勉手当に係る部分に限る。）」を「及び第九条」に改める。

第十六条第二項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

2 この条例による改正後の東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条の二第一項の規定は、この条例の施行の日前に新たに採用された者についても適用する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、公営企業職員の給与に関する規定を改める必要がある。